

東京

埼玉

千葉

神奈川

東京圏から龍ヶ崎市への移住で 移住支援金を支給します

2人以上の世帯は

単身者は

100万円

60万円

18歳未満の
子ども1人あたり加算額

30万円

<この事業に対象となる方の主な条件>

条件
01



龍ヶ崎市に転入する前の10年間に通算5年以上、「東京23区に在住」または「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」

条件
02



龍ヶ崎市に転入する直前の連続1年以上、「東京23区に在住」または「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」

条件
03



指定された方法での「起業」「就職」、自身の意思での「テレワーク」や、流通経済大学卒業者や農業への就職による「関係人口」など、いずれかの要件に該当

注意事項

※上記は主な条件となります。

詳細な条件は、龍ヶ崎市公式ホームページや、お問い合わせ等で必ずご確認ください。



▲龍ヶ崎市公式HP

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課（移住支援金担当）

☎ 0297-64-1111(内線376)

✉ miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市 移住支援金

検索

移住支援金フローチャートでチェック！

龍ヶ崎市に転入する前の10年間に、**通算5年以上**、
「東京23区に在住」、または「東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤」

いいえ



はい



龍ヶ崎市に転入する直前の、**連続1年以上**、
「東京23区に在住」または「東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤」

いいえ



はい



申請日から**5年以上継続して**、龍ヶ崎に住む意思がある

いいえ



はい



下記の**いずれかの要件に当てはまる可能性**がある

いいえ



対象外



起業

- 茨城県が実施する「地域課題解決型起業支援事業」の起業支援交付金を受けて1年以内であること



就職

- 茨城県求人マッチングサイト「いい顔で働こう。いばらき就職チャレンジナビ」の対象とした企業等に就職すること
- プロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用して就職すること



テレワーク

- 自らの意思で移住し、移住前に行っていた業務をテレワークで継続して実施(勤務日数の5分の4はテレワークで実施)
- 移住に際し、住宅を取得していること



関係人口

- 流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学・卒業しており、交付対象者、もしくは配偶者が40歳未満、または18歳未満の子がいること
- 交付対象者、またはその配偶者の一親等、または二親等の親族が本市に居住しており、当該親族が認定農業者であること



- 市内の農林水産業に就業、または承継をした者
- 交付対象者が認定農業者、または認定新規就農者である者

はい



移住支援金の対象の可能性ががあります



対象となる可能性がある方は、必ず**【事前相談】**をお願いします

▲事前相談フォーム

※移住支援金の申請は、龍ヶ崎市に転入してから3ヶ月以上経過してから、かつ1年以内です。

※東京圏：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（条件不利地域を除く）
東京圏に在住し、東京23区内の企業に就職した方は通学期間も対象期間として加算可能